

# 第72回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時  
受付開始 午前9時

場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル  
ベルサール汐留 2階ホール  
末尾の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件

インターネット等または郵送による議決権行使期限  
2026年6月25日(木曜日)  
午後5時45分まで



ゼリア新薬  
Z E R I A

ゼリア新薬工業株式会社

証券コード4559  
2026年6月3日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小舟町10番11号



ゼリア新薬工業株式会社

代表取締役社長 伊部 充弘

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきまして電子提供措置をとっており、次頁「4.電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に記載のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスしていただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後5時45分**までに、以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使】

上記の行使期限までに、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 【書面による議決権行使】




議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送(郵送)ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル  
ベルサール汐留 2階ホール
3. 会 議 の 目的事項  
報告事項 1. 第72期（自2025年4月1日至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第72期（自2025年4月1日至2026年3月31日）計算書類報告の件  
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件

#### 4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

	ウェブサイト名およびURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト  <a href="https://www.zeria.co.jp/ir/meeting/">https://www.zeria.co.jp/ir/meeting/</a>	左記のウェブサイトに掲載の「第72回定時株主総会」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス (東京証券取引所)  <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>	銘柄名(ゼリア新薬工業)または証券コード(4559)を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を順に選択ください。
3	株主総会ポータル <sup>®</sup> (三井住友信託銀行)  <a href="https://www.soukai-portal.net">https://www.soukai-portal.net</a>	議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、左記のウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」、「パスワード」をご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項につきましては、株主様にお送りする書面に記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類すべてを監査しております。
  - ・連結計算書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ・計算書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表
- 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます (<https://www.zeria.co.jp/>)。



# インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2026年6月25日（木）午後5時45分

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック!

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。
- 機関投資家の皆様へ  
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに当社をとりまく経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額1,101,984,950円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金49円であり、前事業年度対比金2円の増配となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名増員のうえ、社外取締役4名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	性別	
1	い べ さち あき 伊 部 幸 顕	代表取締役会長 兼CEO	男性	再任
2	い べ みつ ひろ 伊 部 充 弘	代表取締役社長 兼COO	男性	再任
3	こ もり てつ お 小 森 哲 夫	取締役	男性	再任 社外 独立
4	の もと き く お 野 本 亀久雄	取締役	男性	再任 社外 独立
5	もり もと せい じ 森 元 誠 二	取締役	男性	再任 社外 独立
6	おか ざわ ゆう き 岡 澤 有 輝	取締役 兼常務執行役員	男性	再任
7	こ ばやし さと み 児 林 聡 美	—	女性	新任 社外 独立

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いべ さちあき <b>伊部 幸顕</b> (1941年3月17日生) <b>再任</b>	1972年3月 当社入社 1972年3月 当社取締役 1978年4月 当社常務取締役 1981年4月 当社代表取締役専務取締役 1982年4月 当社代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役会長兼CEO (現在に至る)	1,592,967株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	いべ みつひろ <b>伊部 充弘</b> (1971年11月17日生) <b>再任</b>	1994年4月 株式会社富士銀行入行 2009年10月 株式会社みずほ銀行法人業務部 参事役 2010年4月 当社経理部部长 2010年6月 当社取締役経理部部长 2011年4月 当社取締役 医薬営業本部、コンシューマー ヘルスケア営業本部担当 2011年6月 当社常務取締役 医薬営業本部、コンシューマー ヘルスケア営業本部担当 2014年6月 当社代表取締役社長兼COO (現在に至る)	93,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">こもり てつお <b>小森 哲夫</b> (1948年1月25日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1970年4月 株式会社東海銀行入行 1996年6月 同行取締役 1998年6月 同行常務執行役員 2001年4月 同行専務執行役員 2002年5月 株式会社UFJ銀行副頭取執行役員 2002年6月 同行代表取締役副頭取執行役員 2004年6月 株式会社UFJカード常勤顧問 2005年9月 株式会社日医リース専務執行役員 2006年6月 UFJセントラルリース株式会社 取締役専務執行役員 2006年6月 当社補欠監査役 2007年4月 三菱UFJリース株式会社専務取 締役 2007年6月 当社社外監査役 2009年6月 三菱UFJリース株式会社取締役 副社長 2010年6月 株式会社日医リース代表取締役社 長 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2015年6月 株式会社ノリタケカンパニーリミ テド社外取締役</p>	8,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">の も と き く お <b>野本 亀久雄</b> (1936年6月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1966年5月 九州大学医学部 助手(細菌学)</p> <p>1973年10月 九州大学医学部 助教授(細菌学)</p> <p>1977年1月 九州大学医学部癌研究施設 教授</p> <p>1982年4月 九州大学生体防御医学研究所 教授</p> <p>1995年10月 日本移植学会 理事長</p> <p>1997年10月 社団法人日本臓器移植ネットワーク (現公益社団法人日本臓器移植ネットワーク) 副理事長</p> <p>1998年4月 九州大学生体防御医学研究所 所長</p> <p>1998年4月 財団法人エイズ予防財団 (現公益財団法人エイズ予防財団) 理事</p> <p>2000年4月 九州大学 名誉教授 (現在に至る)</p> <p>2001年3月 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 (現公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団) 倫理審査委員長</p> <p>2004年4月 公益財団法人日本医療機能評価機構 特命理事 (医療事故防止事業担当)</p> <p>2011年4月 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 理事長</p> <p>2011年4月 公益財団法人エイズ予防財団 評議員 (現在に至る)</p> <p>2017年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">もりもと    せいじ <b>森元    誠二</b></p> <p style="text-align: center;">(1951年4月2日生)</p> <p style="text-align: center;">再任   社外   独立</p>	<p>1975年4月 外務省入省</p> <p>2002年1月 世界エイズ・結核・マラリア対策基金理事会初代副議長</p> <p>2003年6月 在ウィーン国際機関日本国政府代表部次席大使</p> <p>2005年4月 世界エイズ・結核・マラリア対策基金理事会名誉副議長 (現在に至る)</p> <p>2005年10月 在ドイツ連邦共和国日本国大使館次席公使</p> <p>2008年6月 在オマーン日本国特命全権大使</p> <p>2011年9月 独立行政法人農畜産業振興機構理事(酪農・乳製品担当)</p> <p>2013年4月 東京大学大学院総合文化研究科客員教授 (現在に至る)</p> <p>2013年11月 在スウェーデン日本国特命全権大使</p> <p>2015年11月 外務省退官</p> <p>2015年12月 富士通株式会社シニアアドバイザー</p> <p>2018年11月 名古屋大学卓越大学院天野浩教授プログラム諮問委員 (現在に至る)</p> <p>2018年12月 株式会社富士通マーケティング・シニアアドバイザー</p> <p>2020年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p>	1,500株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;">こばやし さとみ <b>児林 聡美</b> (1980年9月22日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span></p>	<p>2006年4月 農林水産省入省</p> <p>2008年4月 内閣府 食品安全委員会事務局</p> <p>2008年12月 内閣府 国民生活局</p> <p>2014年4月 東京大学大学院 医学系研究科学術支援職員</p> <p>2014年5月 独立行政法人国立環境研究所 環境健康研究センター 特別研究員</p> <p>2015年6月 東京大学大学院 医学系研究科 特任助教</p> <p>2019年4月 HERS M&amp;S 代表</p> <p>2022年9月 合同会社ヘルスM&amp;S 代表社員 (現在に至る)</p> <p>2025年8月 一般社団法人日本職域栄養協会 理事 (現在に至る)</p>	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二、児林聡美の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者 児林聡美氏の戸籍上の氏名は、前田聡美であります。
4. 小森哲夫氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識ならびに財務・会計への知見をもとに、当社経営に指摘や助言をいただくことが有益と判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
5. 野本亀久雄氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、医療ならびに医学界における豊富な経験と高い見識、さらには高度な専門知識をもとに、研究開発をはじめとして当社経営に指摘や助言をいただくことが有益と判断したためであります。また、同氏の経歴ならびに高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって9年となります。
6. 森元誠二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、外交官としての豊富な経験と高い見識をもとに、グローバル展開をはじめとして当社経営に指摘や助言をいただくことが有益と判断したためであります。また、同氏の経歴ならびに高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間

は本総会の終結の時をもって6年となります。

7. 児林聡美氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、栄養疫学における豊富な経験と高い見識をもとに、研究開発をはじめとして当社経営に指摘や助言をいただくことが有益と判断したためであります。また、同氏の経歴ならびに高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
8. 小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏と当社は責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合には同契約を継続する予定であります。当該契約に基づき損害賠償責任については、法令で定める金額を限度額としております。なお、児林聡美氏についても、同氏の当社取締役就任時に責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、3氏が選任された場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。また、児林聡美氏につきましても、独立役員に指定する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。  
当該保険契約の被保険者は、当社および主要子会社の取締役・監査役ならびに当社の執行役員で、職務の執行に関連して被保険者が損害賠償責任を負った場合、当該保険契約の内容に沿って保険会社が一定限度まで損害を填補することとしております。保険料は当社および子会社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。  
なお、填補額に限度を設けるとともに、被保険者に法令違反の認識があった場合や私的な利益供与を受けたことに起因する損害賠償請求などについては保険の対象外としております。  
各候補者が選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
11. 会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記1～10の他には特記すべき事項はありません。

## 【ご参考】 取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

第2号議案が承認可決された後の取締役の主なスキルは、以下のとおりです。

候補者番号	氏名	企業経営	グローバル	営業 マーケティング	研究開発	財務計 会	法務	学識経験者
1	伊部幸顕	●	●	●				
2	伊部充弘	●		●		●		
3	小森哲夫 (社外取締役)	●				●	●	
4	野本亀久雄 (社外取締役)				●			●
5	森元誠二 (社外取締役)		●					●
6	岡澤有輝	●				●	●	
7	児林聡美 (社外取締役) (新任)				●			●

(注) 取締役候補者の主要なスキルを3スキルまで記載しております。  
取締役候補者のスキルをすべて記載しているものではありません。

以上

# 事業報告

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の関税引き上げによる影響が一部の産業を中心にみられたものの、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調となりました。一方、エネルギーコストや原材料価格の高騰に伴う物価上昇、為替変動や米国の通商政策をめぐる動向、中東情勢をはじめ、依然として緊張の続く国際情勢などにより、先行き不透明な状況が続いております。

医薬品業界におきましては、医療用医薬品は、薬価の毎年改定、長期収載品の選定療養制度などの医療費抑制策が推進されるなど、事業環境は一層厳しくなっております。また、OTC医薬品も、市場競争の激化などにより、厳しい環境下で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、第11次中期経営計画（2023年度～2025年度）の最終年度にあたる当連結会計年度において、グローバル展開を加速する中、営業リソースの積極的な投入により、各製品のさらなる市場浸透に努めました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の売上高は891億59百万円（前期比2.1%増）、営業利益は123億74百万円（前期比1.4%増）となりました。また、前期に為替差益を計上した一方、当期は為替差損に転じたことなどにより、経常利益は110億43百万円（前期比14.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は84億54百万円（前期比14.9%減）となりました。

なお、当連結会計年度の海外売上高比率は59.3%（前期56.9%）となっております。

### ～医薬品事業～

当事業の売上高は、890億8百万円（前期比2.1%増）となりました。

### (医療用医薬品事業)

主力製品につきまして、潰瘍性大腸炎治療剤「アサコール」は、国内市場の苦戦や、海外市場における製造委託先の生産設備不具合による製品供給不足により、第3四半期までは減収となっておりますが、生産設備が復旧し供給が正常化した後は海外市場が好調に推移したこともあり、通期では増収となりました。クロストリディオイデス・ディフィシル感染症治療剤「ディフィクリア」（国内販売名：「ダフクリア」）は、市場規模の大きなフランスやドイツなどを中心に引き続き増収となりました。一方、炎症性腸疾患治療剤「エントコート」（国内販売名：「ゼンタコート」）は、海外の一部の国で後発医薬品が上市された影響などにより、減収となりまし

た。機能性ディスペプシア治療剤「アコファイド」は薬価改定の影響を受けたものの、市場浸透が進み前年を上回る売上となりました。

なお、高カリウム血症治療剤「ビルタサ」は、2025年12月に投薬期間制限が解除となり、腎臓や透析、循環器領域を中心に、早期の市場構築に努めております。

これらの結果、当事業の売上高は、616億25百万円（前期比4.5%増）となりました。

### 〈コンシューマーヘルスケア事業〉

主力製品につきまして、「ヘパリーゼ群」は、積極的な広告販促活動の効果などもあり、医薬品ヘパリーゼ群を中心に引き続き好調に推移いたしました。また、2025年度発売の新製品「ヘパリーゼ胃腸内服液EX」、「ヘパリーゼ胃腸ドリンク」も市場浸透に伴い売上に寄与しております。一方、「コンドロイチン群」、植物性便秘薬「ウイズワン群」などは、競合品の影響などにより減収となりました。

これらの結果、当事業の売上高は、273億82百万円（前期比2.8%減）となりました。

### ～その他の事業～

当事業の売上高は、保険代理業・不動産賃貸収入などにより1億50百万円（前期比6.1%減）となりました。

### 〈研究開発の状況〉

研究開発におきましては、スイス子会社のTillotts Pharma AGとの連携によるグローバル開発体制のもと、開発テーマを厳選のうえ、重点領域である消化器分野を中心に、導入品を含め複数のプロジェクトの評価を進めてまいりました。その中で日欧同時開発可能な新規開発テーマの研究開発の検討を進めております。

「Z-100」につきましては、新たな適応症での臨床開発に向けて非臨床試験を着実に推進するとともに、肺がん患者を対象とした新たな特定臨床研究を開始いたしました。

機能性ディスペプシアを適応症とした自社オリジナル品の「Z-338（一般名：アコチアミド塩酸塩水和物）」につきましては、導出先のFAES FARMA,S.A.では、新たにニカラグア、コスタリカで承認を取得いたしました。また、ベトナム子会社のPharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd（以下「F.T.Pharma」）がベトナムで承認申請中であり、さらには、Agastra-Lab s.r.l.と欧州・米国・カナダ地域における開発および販売契約を締結するなど、グローバル展開を推進しております。国内におきましては、小児患者を対象としたフェーズⅢ試験は被験者募集が終了し、試験結果のまとめに向けて対応を進めております。

「ZG-802」につきましては、低活動膀胱を対象とした国内フェーズⅡ試験が終了し、次の段階に向けて検討を進めております。

CSL Viforから導入いたしました鉄欠乏性貧血治療剤「フェインジェクト」につきましては、リアルワールドデータを活用したデータベース研究や特定臨床研究の支援を複数実施し、市販後エビデンスの充実をはかり、育薬活動を推進いたしました。

同じくCSL Viforから導入いたしました高カリウム血症治療剤「ビルタサ」につきましても、エビデンス創出活動の企画検討を開始しており、早期に新たなエビデンスを提供できるよう育薬活動を推進しております。

コンシューマーヘルスケア製品につきましては、新たな顧客層の獲得を目的とする特長ある製品の開発を進め、2025年度はヘパリーゼシリーズの「ヘパリーゼ胃腸内服液EX」「ヘパリーゼ胃腸ドリンク」、基礎化粧品イオナシリーズの「イオナ エフ ナイトラッピングパック」「イオナ R ダブルアクションクリーム」、台湾向けとして「ヘパリーゼWT」、「コンドロサポーターアクティブ」を新製品として発売いたしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の研究開発費は37億9百万円（前期比9.7%減）となりました。

### 〈生産物流の状況〉

生産物流におきましては、エネルギーコストや原材料価格の高騰、物流コストの上昇が続く中、品質確保および安定供給を前提に、生産ラインの集約や内製化の推進による原価低減に取り組んでまいりました。

生産関連部門につきましては、2025年4月1日付で当社の子会社であった健創製薬株式会社を吸収合併したことにより、当社保有工場が3工場（埼玉工場、筑波工場、第二筑波工場（旧健創製薬株式会社つくば工場））となりました。この3工場に、子会社であるイオナ インターナショナル株式会社が保有する福島工園を加えた国内4工場において生産体制の最適化を図り、生産ラインの集約化や内製化を順次進めてまいりました。

物流関連部門につきましても、引き続き業務効率化による物流コストの削減に取り組んでおります。

また、当社各工場におきましては、GMP 遵守体制強化のために品質保証部門の増員を2024年度に引き続き2025年度も進め、品質保証の管理体制を強化いたしました。今後も各工場におけるクオリティーカルチャー（品質を優先した企業文化）の浸透を図るとともに、品質管理部門や本社担当部門による監督体制の強化を通じて、万全を期してまいります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、埼玉工場および海外子会社の工場における生産設備導入など、合計で22億48百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、Tillotts Pharma AGの「ディフィクリア」の権利取得のための銀行借入につきまして、同製品の販売に伴うキャッシュ・フローによる返済を実施いたしました。また、上記(2)の設備資金を自己資金および借入金で調達いたしました。

その結果、長短借入金が前連結会計年度対比20億60百万円減少いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは2026年度を起点とした3カ年の「第12次中期経営計画（2026年度～2028年度）」をスタートさせました。

第12次中期経営計画期間では、前中計において業績を牽引してきた「ディフィクリア」の特許が期限を迎えるため後発品の参入が予想されます。この状況に備えるべく、「グローバル展開の更なる拡大」、「国内両事業を再び成長軌道へ」、「開発パイプラインの拡充」の3つを重要ポイントとして掲げ、将来の継続的な成長に向けた投資を積極的に展開し、グローバル企業としての更なる発展を目指してまいります。これらの活動を通じ、「連結売上高1,000億円」、「連結ROE 10%以上」をはじめとした経営目標の達成を目指してまいります。

重要ポイント1つ目のグローバル展開につきましては、欧州地域とアジア地域での展開をさらに拡大させてまいります。欧州地域におきましては、「ディフィクリア」に続く成長ドライバーとなる製品導入に向けたライセンス活動を加速させ、欧州を広くカバーする強力な自社販売網などの強みを最大限に活かせる新たな製品の獲得を目指してまいります。また、「アサコール」は主要販売国であるイギリスをはじめとした各国での800mg錠の伸長に加え、高用量製剤1600mg錠のさらなる市場拡大を見込むとともに、「ディフィクリア」や「エントコート」につきましても営業リソースを適正に投入し、既存製品の収益最大化に努めてまいります。アジア地域におきましては、当社製品の輸出国拡大を推進するとともに、現地のディストリビューターと連携した販促活動やニーズに合わせた製品開発により、市場拡大を図ってまいります。また、ベトナムの子会社F.T.Pharmaの新工場で製造販売を開始した輸液製品の早期市場構築に注力してまいります。

重要ポイント2つ目の国内における医療用医薬品とコンシューマーヘルスケアの両事業につきましては、再び成長軌道へ乗せるべく注力いたします。医療用医薬品事業では、高カリウム血症

治療剤「ビルタサ」のシェアを大幅に拡大させるべく営業リソースを集中してまいります。「ビルタサ」は有効成分にナトリウムを含まないカルシウム交換型製剤であり、心不全関連の主要ガイドラインにも掲載されておりますので、拡大する市場において早期の浸透とシェア拡大を図り、収益基盤の柱へと育成してまいります。コンシューマーヘルスケア事業では、健康寿命延伸への貢献とセルフメディケーションの促進を意識し、販売・開発の両面から事業を拡大してまいります。「ヘパリーゼ群」や「コンドロイチン群」などの主力製品群の売上拡大を図るとともに、「ハイゼリー群」や「マスデント群」、西洋ハーブ製品などに対し広告販促投資を積極的に行い、市場認知度向上に努めてまいります。さらに、通信販売事業にも注力し顧客アクセスの向上を図ってまいります。開発面では、スピードアップを図りつつ、顧客のニーズに合った独自性の高い製品ラインナップを拡充してまいります。

重要ポイント3つ目の開発パイプラインの拡充につきましては、積極的な投資を実行してまいります。自社オリジナル品の「アコチアミド」と「Z-100」につきましては、開発を確実に進めるとともに、新たな適応症の可能性を引き続き検討してまいります。また、新たな開発候補品の導入を積極的に推進するとともに、上市された製品についても、データベース研究や医師主導臨床研究の支援等を通じてエビデンスを創出し、製品価値の最大化を図ってまいります。

さらには、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を進め、企業理念ならびにサステナビリティ基本方針に則った経営を実行していくことで、グループ経営の信頼性を一層高める努力を継続するとともに、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況

区 分	第 69 期	第 70 期	第 71 期	第 72 期 (当連結会計年度)
	(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売 上 高 (百万円)	68,383	75,725	87,311	89,159
経 常 利 益 (百万円)	7,579	8,513	12,840	11,043
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,195	7,731	9,936	8,454
1 株当たり当期純利益 (円)	140.26	175.39	225.42	191.80
総 資 産 (百万円)	135,034	150,533	159,171	179,697
純 資 産 (百万円)	65,680	79,828	89,797	108,604

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、各種医薬品等の製造ならびに販売を中心に展開しており、これらの事業に関連するサービス等の事業活動も併せて行っております。

事 業 の 種 類		主 要 製 品
医 薬 品 事 業	医 療 用 医 薬 品 事 業	消化器系用薬、循環器系用薬、中枢神経・免疫系用薬等
	コ ン シ ュ ー マ ー ヘ ル ス ケ ア 事 業	セルフプリベンション製品、セルフキュア製品、 栄養ドリンク、健康補助食品、化粧品等
そ の 他 の 事 業		保険代理業、不動産業等

## (7) 主要な営業所および工場

### ① 当社

(2026年3月31日現在)

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都中央区	埼玉工場	埼玉県熊谷市
札幌支店	北海道札幌市	筑波工場	茨城県牛久市
仙台支店	宮城県仙台市	第二筑波工場	茨城県筑西市
東京支店	東京都中央区	中央研究所	埼玉県熊谷市
名古屋支店	愛知県名古屋市	札幌物流センター	北海道札幌市
大阪支店	大阪府吹田市	埼玉物流センター	埼玉県熊谷市
中四国支店	広島県広島市	東京物流センター	埼玉県上尾市
福岡支店	福岡県福岡市	大阪物流センター	大阪府大東市
		九州物流センター	福岡県小郡市

### ② 子会社

(2026年3月31日現在)

名 称	所 在 地
Tillotts Pharma AG	Rheinfelden, Switzerland
Tillotts Pharma AB	Bromma, Sweden
Tillotts Pharma Ltd.	Dublin, Ireland
Tillotts Pharma UK Ltd.	Lincoln, United Kingdom
Tillotts Pharma Czech s.r.o.	Praha, Czech Republic
Tillotts Pharma Spain S.L.U.	Barcelona, Spain
Tillotts Pharma GmbH	Rheinfelden, Germany
Tillotts Pharma France SAS	Paris, France
Tillotts Pharma Italy srl	Milan, Italy
Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd	Ho Chi Minh City, Vietnam
Z P D A / S	Esbjerg, Denmark
ゼリアヘルスウェイ株式会社	東京都中央区
イオナインターナショナル株式会社	東京都中央区
株式会社ゼービス	東京都中央区
株式会社ゼリアアップ	東京都中央区

## (8) 従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,748名	+2名

## (9) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Tillotts Pharma AG	千スイ・フラン 1,644	% 100	医薬品の製造・販売
Tillotts Pharma AB	千スウェーデン・クローネ 100	% 100	医薬品の販売
Tillotts Pharma Ltd.	ユーロ 1	% 100	医薬品の販売
Tillotts Pharma UK Ltd.	千英ポンド 20	% 100	医薬品の販売
Tillotts Pharma Czech s.r.o.	千チェコ・コルナ 13,200	% 100	医薬品の販売
Tillotts Pharma Spain S.L.U.	千ユーロ 3	% 100	医薬品の販売
Tillotts Pharma GmbH	千ユーロ 25	% 100	医薬品の販売
Tillotts Pharma France SAS	千ユーロ 20	% 100	医薬品の販売
Tillotts Pharma Italy srl	千ユーロ 10	% 100	医薬品の販売
Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd	百万ベトナム・ドン 46,500	% 77.89	医薬品、健康食品の製造・販売
Z P D A / S	千デンマーク・クローネ 1,000	% 100	医薬品原料等の製造・販売
ゼリアヘルスウェイ株式会社	百万円 85	% 100	健康食品等の仕入・販売
イオナ インターナショナル株式会社	百万円 200	% 100	化粧品の製造・販売
株 式 会 社 ゼ ー ビ ス	百万円 180	% 100	保険代理業・不動産業等
株 式 会 社 ゼ リ ア ッ プ	百万円 10	% 100	医薬品等の営業販促活動の請負

(注) 1.Tillotts Pharma ABからTillotts Pharma Italy srlまでの8社は、Tillotts Pharma AGの100%出資子会社であります。

2.当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であった健創製薬株式会社を吸収合併いたしました。

## (10) 主要な借入先の状況

(2026年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,176
株式会社みずほ銀行	9,843
株式会社三井住友銀行	9,835
三井住友信託銀行株式会社	2,350
株式会社あいち銀行	2,350

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 119,860,000株  
(2) 発行済株式の総数 50,119,190株 (自己株式6,039,792株を含む)  
(3) 株主数 17,177名  
(4) 大株主 (上位10名)

(2026年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
有 限 会 社 伊 部	5,330,347	12.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,233,600	7.3
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,107,050	4.8
伊 部 幸 顕	1,592,967	3.6
森 永 乳 業 株 式 会 社	1,472,215	3.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,406,131	3.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,406,053	3.2
三 井 住 友 カ ー ド 株 式 会 社	900,900	2.0
キ ッ セ イ 薬 品 工 業 株 式 会 社	867,900	2.0
ゼ リ ア 新 薬 工 業 従 業 員 持 株 会	766,799	1.7

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (6,039,792株) を控除して算出しております。  
なお、2025年8月27日、2025年11月26日、2026年2月25日の各期日で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて3,000,000株減少しております。
2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2024年7月29日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり (報告義務発生日 2024年7月22日)、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社3社の合計で3,235,347株 (株券等保有割合6.1%) を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2026年3月31日時点における実質保有株式数の確認ができていない株式については、上記大株主の状況には含めておりません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
伊部幸顕	代表取締役会長兼CEO	
伊部充弘	代表取締役社長兼COO	
小森哲夫	取締役	
野本亀久雄	取締役	九州大学名誉教授
森元誠二	取締役	東京大学大学院総合文化研究科客員教授
岡澤有輝	取締役兼常務執行役員	管理本部長兼人事部長、生産物流本部・法務部・秘書室・コンプライアンス担当
遠藤広和	常勤監査役	
黒田博之	常勤監査役	
中由規子	監査役	NAKKA法律事務所
紙透大	監査役	税理士法人明和会計代表社員、紙透会計事務所

- (注) 1. 取締役のうち、小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、中由規子および紙透大の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役紙透大氏は、公認会計士として財務・会計の高度な専門知識と経験を有しております。
4. 当社は、取締役小森哲夫、取締役野本亀久雄、取締役森元誠二、監査役中由規子および監査役紙透大の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
5. 当社は、2022年6月29日より執行役員制度を導入しております。  
取締役を兼任しない執行役員は次のとおりです。

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当
加藤博樹	常務執行役員	アジア事業本部長兼アジア事業企画部長、アジア事業開発部長
桜井政和	常務執行役員	欧州事業本部長兼欧州事業部長、ライセンス室担当
平賀義裕	執行役員	研究開発本部長
河越利明	執行役員	信頼性保証本部長、お客様相談室・情報提供活動監督室担当
草野研治	執行役員	コンシューマーヘルスケア営業本部長兼通信販売事業室長
岩井充	執行役員	生産物流本部長、特販室担当
秋庭和広	執行役員	医薬営業本部長
鈴木健一	執行役員	経営企画統括部長
田中靖久	執行役員	財務経理本部長兼財務部長、経理部長
渡辺剛志	執行役員	中央研究所長

当社は2026年4月9日付で執行役員の役職変更を実施しており、以下の執行役員の会社における地位が変更となっております。

氏名	地位および担当 (変更後)
鈴木健一	常務執行役員 経営企画統括部長

## (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当はありません。

### (3) 取締役および監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、取締役会では、代表取締役会長兼CEOが当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行っていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

1. 取締役の個人別の報酬等は、固定報酬のみとし、株主総会が決定する報酬額の限度額以内で、世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、会社業績、各取締役の役位、委嘱職務内容、個人業績等を勘案したうえで、決定する方針とする。
2. 取締役に対する報酬等は、暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、代表取締役会長兼CEOにその全てを委任する。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	6名	247,290千円
監 査 役	4名	53,760千円
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	301,050千円 (38,370千円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役には、使用人分給与は支給しておりません。
2. 上記の表の他には、これまでの事業報告に記載済みのもの以外に報酬等の支給はありません。
3. 役員報酬等の額については、2013年6月27日開催の第59回定時株主総会において取締役の報酬を年額4億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬を年額80百万円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は4名です。
4. 当事業年度の個人別の報酬につきましては、2025年6月27日開催の取締役会において、代表取締役会長兼CEOにその全てを一任する旨の決議をしております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役会長兼CEO 伊部幸頭氏が最も適していると判断したためであります。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および主要子会社の取締役・監査役ならびに当社の執行役員で、職務の執行に関連して被保険者が損害賠償責任を負った場合、当該保険契約の内容に沿って保険会社が一定限度まで損害を填補することとしております。保険料は当社および子会社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

なお、填補額に限度を設けるとともに、被保険者に法令違反の認識があった場合や私的な利益供与を受けたことに起因する損害賠償請求などについては保険の対象外としております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役野本亀久雄氏は、九州大学名誉教授であります。取締役森元誠二氏は、東京大学大学院総合文化研究科客員教授であります。

また、監査役中 由規子氏は、N A K A法律事務所を開設し、弁護士として活動中であります。監査役紙透 大氏は、紙透会計事務所を開設し、公認会計士として活動するとともに、税理士法人明和会計の代表社員であります。

当社と社外取締役および社外監査役の各兼務先の間には、重要な取引関係等の特別な利害関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役小森哲夫氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識ならびに財務・会計への知見をもとに、当社経営に有益な助言や指摘を行うなど、社外取締役として期待される発言と当社経営の監督の役割を適切に果たしております。

取締役野本亀久雄氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、医療ならびに医学界における豊富な経験と高い見識、さらには高度な専門知識をもとに、研究開発に係る有益な助言や指摘を行うなど、社外取締役として期待される発言と当社経営の監督の役割を適切に果たしております。

取締役森元誠二氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、外交官としての豊富な経験と高い見識をもとに、グローバル展開に関して有益な助言や指摘を行うなど、社外取締役として期待される発言と当社経営の監督の役割を適切に果たしております。

監査役中 由規子氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回すべてに出席するとともに、弁護士として培われた高度な専門知識と経験をもとに適切な監督、助言を行うなど、社外監査役として必要な発言を適宜行っております。

監査役紙透 大氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回すべてに出席するとともに、公認会計士として培われた財務・会計の高度な専門知識と経験をもとに適切な監督、助言を行うなど、社外監査役として必要な発言を適宜行っております。

③ **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任については、法令で定める金額を限度額としております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

72,000千円

#### ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

72,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分が困難であるため、上記①の金額にはその合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容（監査方針、監査項目、監査予定時間、人員配置等）、会計監査の遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社であるTillotts Pharma AG、Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd およびZPD A/Sは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反した場合または行政処分を受ける等で、当社の監査業務に重大な影響を及ぼす行為があり、かつ解任が妥当と判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意をもって、当該会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しており、その内容は以下のとおりであります。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) ① 企業の社会的責任を果たし企業倫理の高揚とともに不祥事の発生を防止することを目的とし、ゼリアグループ（当社および当社関係会社）全体に適用されるコンプライアンスに係る規程を作成する。また、コンプライアンス活動を継続的に実施するためにコンプライアンス担当取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の事実（おそれのある事実を含む）が発生した場合の通報制度を構築する。通報先としては社外を含む複数先を設置する。
  - ② コンプライアンス委員会は、法令遵守意識の向上を図るためコンプライアンス・スタンダードを作成し、また必要に応じて改訂し見直すとともに各部門に対する教育・研修を計画的に行うものとする。さらにコンプライアンス活動を実効性のあるものとするため、各部門のコンプライアンス活動の状況を監査・監督し、法令・定款・社内規程等の違反事実のあるときは必要な措置をとり、さらに再発防止策を検討するものとする。
  - ③ 会社にとって重要な法令、業界基準等については社内規程を制定し、規程を所管する部門により厳格な運用および管理を行う。また、医薬品企業として特に重要な薬機法その他関連法令の遵守のために、独立の組織において品質管理および安全管理体制を確保する。
- (2) 取締役会決議事項以外の事項について、全社にわたって影響を及ぼす可能性のある事項については、取締役会長、取締役社長および取締役副社長で構成する経営会議、常勤取締役および執行役員で構成する常勤役員会等で審議の上、決定するものとする。
  - (3) 職務分掌規程、職務権限規程およびその他妥当な意思決定ルールを制定し、それらに準拠して取締役および使用人の職務の執行が行われるようにする。
  - (4) 取締役および使用人の職務執行状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程や機密情報管理規程等関連規程に基づいて適切に保存および管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報のうち決定事項については、取締役会規程や稟議規程等関連規程に基づいて書面化（議事録、稟議書、またはその他の書面。電磁的記録を含む。）し、適切に保存および管理を行うものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経常的な業務執行上想定されるリスクについては、各部門の業務フローの中で管理可能な体制を構築し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、各部門によるリスク評価に基づき経営会議、常勤役員会または取締役会での検討とリスク対応策の実施が迅速に行われる体制を構築する。
- (2) 地震・台風・水害・火災等の災害リスク、当社製品の品質・安全性に係るリスク、当社製品の医薬品事故に係るリスク等の管理については、制定される規程に基づき設置された委員会において対処するか、あるいは当該リスクに係る業務を所管する部門において対処する。
- (3) リスク管理の状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程、常勤役員会規程、稟議規程等社内規程を整備し、それらに準拠して職務の執行を行うものとする。また、業務手順を適宜見直し点検することによりその改善を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (2) 全社および各部門の目標を中期計画および年度予算として策定し、それに基づき当社業務の運営および業績の管理を行うものとする。
- (3) 業務執行の効率化・円滑化を図るため、使用人に対する教育・研修を実施するとともに客観的に各使用人の業績が評価できる体制を整える。

### 5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務は報告を受けることとし、重要事項については関係会社管理規程等関連規程に基づき、取締役会または常勤役員会で承認するものとする。また子会社に役員を派遣することおよび子会社担当取締役または執行役員ならびに担当部門を設置することにより、子会社の業務が適正に行われることを確保する。
- (2) 子会社との取引にあたっては、独立法人間の取引としての適正を確保するため、その内容を書面化（電磁的記録を含む）する等、取引内容を明確化し透明性を図ることを徹底する。
- (3) 子会社の業務運営状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門が定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、その職務遂行を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、適切な員数の使用人を専任で置くものとする。
- 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査役職務を補助する使用人についての任命、評価、異動、懲戒は監査役会の同意を得る。
- 8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- (1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項で、法定の事項以外のものについては、取締役と監査役が協議の上、定めるものとする。
  - (2) コンプライアンス規程に基づき構築された内部通報制度において、コンプライアンスに違反する事実（おそれのある事実を含む）を通報された場合は、監査役に報告する。
- 9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- (1) 監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定に係る会議に出席することができる。そのため取締役は重要な会議の議題およびその日程等を監査役に報告する。
  - (2) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うことにより、監査が実効的に行われることを確保する。

## 6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて施策の見直しを実施しております。また、月に1回の部門ごとに実施されるコンプライアンス遵守に向けた取り組みを継続しており、さらに全社員向けの集合研修も行っております。通報制度につきましては、社長・監査役・コンプライアンス事務局・外部弁護士を通報先とするとともに、通報者に不利益が及ばないよう細心の注意を払っております。なお、改正公益通報者保護法に基づき、ゼリアグループ公益通報者保護規程を定めるとともに必要な体制を整備しており、社内および子会社に周知・教育を行っております。また、当年度は重要な業界の諸基準の改定に伴い、関連する社内規程等を改定し、周知に取り組んでおります。

リスク管理体制につきましては、リスク管理規程に基づき、リスク対応部門を明確にし、当該部門が個々のリスクに対応することを基本としておりますが、製薬企業として特に重要な製品の品質、安全性等に係る事項につきましては、委員会制を敷いて部門横断的な体制の下で必要な対応を実施しております。なお、経営に重大な影響を与える懸念のある事項につきましては、担当取締役および担当執行役員より経営会議・常勤役員会・取締役会に報告し、経営レベルでの検討と対応策の決定を行っております。

当社の取締役会は、2026年3月31日現在社外取締役3名を含む取締役6名で構成されており、監査役4名も出席したうえで開催し、取締役・執行役員の職務執行を監督しております。また、常勤取締役・執行役員は、年度終了後、監査役会に対して「取締役及び執行役員 職務執行確認書」を提出し、監査役会において、善管注意義務・忠実義務・監査役への報告義務の履行状況、利益相反取引の有無等について確認を受けることにしております。また、常勤監査役は、常勤取締役および執行役員で構成される常勤役員会にも出席し、常勤役員の職務執行状況を確認しております。

子会社につきましては、関係会社管理規程の下、関係会社担当部門を設けており、重要な事項は当社経営会議・常勤役員会・取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、本社各部室・支店・研究所・工場および子会社を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役、監査役、常勤役員会および取締役会に報告しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針と監査計画に基づいて、監査役監査を実施し、会社の現状を把握するとともに、必要な場合には提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役、執行役員およびその他の使用人から担当業務に係る報告を求め、監査室・会計監査人と連携し、取締役、執行役員およびその他の使用人の職務の執行状況を監査しております。

また、監査役は、主要な稟議書の回付を受けるとともに、取締役会、常勤役員会以外にもコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>82,646,882</b>	<b>流動負債</b>	<b>55,708,129</b>
現金及び預金	27,760,027	買掛金	4,895,991
電子記録債権	35,486	短期借入金	33,834,190
売掛金	31,413,406	未払法人税等	4,827,849
商品及び製品	10,994,264	賞与引当金	1,778,324
仕掛品	3,551,515	その他	10,371,773
原材料及び貯蔵品	6,351,030		
その他	3,200,118	<b>固定負債</b>	<b>15,385,029</b>
貸倒引当金	△658,965	長期借入金	5,269,740
		繰延税金負債	8,586,947
<b>固定資産</b>	<b>97,051,067</b>	退職給付に係る負債	201,368
<b>有形固定資産</b>	<b>27,599,383</b>	資産除去債務	56,629
建物及び構築物	7,106,803	その他	1,270,343
機械装置及び運搬具	2,930,759		
土地	12,663,993	<b>負債合計</b>	<b>71,093,159</b>
建設仮勘定	2,905,397		
その他	1,992,428	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>39,581,788</b>	<b>株主資本</b>	<b>73,555,108</b>
のれん	3,027,507	資本金	6,593,398
販売権	27,088,898	資本剰余金	5,620,541
商標権	7,821,831	利益剰余金	73,545,791
その他	1,643,550	自己株式	△12,204,622
<b>投資その他の資産</b>	<b>29,869,895</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>34,841,632</b>
投資有価証券	10,112,376	その他有価証券評価差額金	3,069,779
繰延税金資産	84,760	為替換算調整勘定	24,628,069
退職給付に係る資産	19,294,530	退職給付に係る調整累計額	7,143,784
その他	407,314		
貸倒引当金	△29,086	<b>非支配株主持分</b>	<b>208,048</b>
<b>資産合計</b>	<b>179,697,949</b>	<b>純資産合計</b>	<b>108,604,790</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>179,697,949</b>

# 連結損益計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		89,159,262
売上原価		23,976,621
売上総利益		65,182,640
販売費及び一般管理費		52,808,195
営業利益		12,374,444
営業外収益		
受取利息及び配当金	478,176	
その他	302,001	780,178
営業外費用		
支払利息	501,799	
為替差損	1,356,089	
持分法による投資損失	180,435	
その他	73,044	2,111,369
経常利益		11,043,254
特別利益		
固定資産売却益	417	
投資有価証券売却益	168,398	168,815
特別損失		
固定資産売却損	2,075	
固定資産除却損	9,881	11,956
税金等調整前当期純利益		11,200,113
法人税、住民税及び事業税	3,179,573	
法人税等調整額	△396,599	2,782,973
当期純利益		8,417,139
非支配株主に帰属する当期純損失		37,404
親会社株主に帰属する当期純利益		8,454,544

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,226,292</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,227,893</b>
現金及び預金	983,738	買掛金	3,682,726
電子記録債権	7,252	短期借入金	30,787,250
売掛金	8,528,402	1年内返済予定の長期借入金	2,781,300
商品及び製品	6,097,191	未払金	1,155,241
仕掛品	2,399,004	未払費用	366,417
原材料及び貯蔵品	3,320,838	未払法人税等	8,001
前渡金	79,013	預り金	64,186
前払費用	278,693	賞与引当金	663,590
関係会社短期貸付金	11,288,550	その他	2,719,179
その他	247,370		
貸倒引当金	△3,763		
<b>固定資産</b>	<b>58,456,090</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,619,077</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,610,800</b>	長期借入金	3,920,000
建物	4,065,701	繰延税金負債	2,496,660
構築物	167,171	退職給付引当金	11,032
機械及び装置	914,005	資産除去債務	56,629
車両運搬具	8,966	その他	134,754
工具、器具及び備品	242,042		
土地	9,505,410	<b>負債合計</b>	<b>48,846,970</b>
建設仮勘定	707,502		
<b>無形固定資産</b>	<b>2,174,253</b>	<b>(純資産の部)</b>	
販売権	1,573,408	<b>株主資本</b>	<b>39,766,136</b>
ソフトウェア	577,770	資本金	6,593,398
その他	23,074	資本剰余金	6,654,309
		資本準備金	5,397,490
		その他資本剰余金	1,256,819
		<b>利益剰余金</b>	<b>38,723,050</b>
		利益準備金	1,648,349
		その他利益剰余金	37,074,701
		別途積立金	33,959,000
		繰越利益剰余金	3,115,701
		<b>自己株式</b>	<b>△12,204,622</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,671,037</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,069,276</b>
投資有価証券	9,886,506	その他有価証券評価差額金	3,069,276
関係会社株式	19,983,367		
敷金及び保証金	478,429	<b>純資産合計</b>	<b>42,835,413</b>
長期前払費用	6,845	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>91,682,383</b>
前払年金費用	10,229,696		
その他	115,277		
貸倒引当金	△29,086		
<b>資産合計</b>	<b>91,682,383</b>		

# 損益計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		35,622,179
売上原価		14,911,031
売上総利益		20,711,148
販売費及び一般管理費		20,266,306
営業利益		444,842
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,631,735	
その他	57,828	3,689,564
営業外費用		
支払利息	456,619	
為替差損	375,567	
その他	54,602	886,788
経常利益		3,247,617
特別利益		
投資有価証券売却益	168,398	168,398
特別損失		
固定資産除却損	6,890	
抱合せ株式消滅差損	187,436	194,327
税引前当期純利益		3,221,688
法人税、住民税及び事業税	△32,567	
法人税等調整額	280,716	248,149
当期純利益		2,973,539

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

ゼリア新薬工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米山 英樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇津木 辰男  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼリア新薬工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼリア新薬工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

ゼリア新薬工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米山 英樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宇津木 辰男

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼリア新薬工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第72期事業年度における取締役及び執行役員（以下「取締役等」という。）の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに定期的に業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて海外を含む子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役等の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役等の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月7日

ゼリア新薬工業株式会社 監査役会

常勤監査役	遠	藤	広	和	㊟
常勤監査役	黒	田	博	之	㊟
社外監査役	中		由	規	子
社外監査役	紙	透			大

以上

# 株主総会会場ご案内図

日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル  
ベルサール汐留 2階ホール

駐車場のご用意はございません。

## 交通のご案内

JR線 ————— 新橋駅

汐留地下改札（B1F）より  
徒歩約15分

都営浅草線 ————— 新橋駅

JR新橋駅・汐留方面改札より  
徒歩約15分

東京メトロ銀座線 ————— 新橋駅

4番出口より徒歩約15分

都営大江戸線 ————— 汐留駅

JR新橋駅方面改札より徒歩約10分

※右記は「地下通路」のご案内図です。  
各路線改札出口より地下通路をお通り  
ください。

※お土産のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。